

秋田県公報

三 次 ページ

公文書規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改訂する規則（八・警務課）…………… 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第八号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改訂する規則を次のものに定める。

平成十八年四月十八日

秋田県公安委員会監査官 伊藤辰郎

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改訂する規則

る規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和二十九年秋田県公安委員会規則第三号）の一一部を次のものに改訂する。
同表本部の項中「58」を「59」、「90」を「93」、「154」を「156」、「120」を「122」、「169」を「172」、「591」を「602」、「241」を「246」に改め、同表署の項中「85」を「83」、「294」を「280」、「443」を「455」、「482」を「495」、「1,332」を「1,341」、「147」を「142」に改め、同表勘定の項中「86」を「87」、「175」を「176」、「448」を「436」、「563」を「577」、「651」を「667」、「1,923」を「1,943」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

發行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(0186)87-6678
FAX(0186)87-6679
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp